



川 監 委 発 第 1 8 5 号
令 和 7 年 1 月 2 8 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様
川越市議会議長 中 原 秀 文 様

川越市監査委員	中 沢 雅 生
同	石 川 隆 二
同	桐 野 忠
同	高 橋 剛

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本基準は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

指定管理者

なぐわし公園PFI株式会社

所管部局

都市計画部 公園整備課

1 組織

特別目的会社である「なぐわし公園PFI株式会社」の組織は、出資者である7企業により構成されており、役員として、代表取締役1名、取締役5名、監査役1名を置いている。

2 事業の概要

なぐわし公園基本計画の基本方針にある「市民の健康増進・レクリエーション利用」、「地域交流」等の実現を図ることを目的とし、資源化センターで発生する熱を有効活用した「なぐわし公園温水利用型健康運動施設」の維持管理、運営業務等を行っている。

3 市との関係

なぐわし公園PFI株式会社は、川越市より指定管理者の指定を受け、なぐわし公園温水利用型健康運動施設の管理運営を行っている。

第3 監査の期間

令和6年9月6日から令和7年1月28日まで

第4 監査の方法

令和5年度及び令和6年度（4月から9月まで）の当該団体の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、指定管理に係る関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、監査執行の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。